

利用者のために

1 調査の目的

本調査は農林業に関する基礎データを作成し，農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに，地域の農林業の実態を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

後述「5 用語の解説」のうち，「農林業経営体」に該当するすべてを対象とした。

3 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林水産省 県 市町村 指導員 調査員の系統で行う調査員調査で，農林業経営体による自計申告調査とした。

5 用語の解説

農林業経営体
農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて生産を行い，生産又は作業に係る面積・頭数が，次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- イ 農作物の作付面積又は栽培面積，家畜の飼養頭数又は出荷羽数，その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業

路地野菜作付面積	15a
施設野菜栽培	350m ²
果樹栽培面積	10a
路地花き栽培面積	10a
施設花き栽培面積	250m ²
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽

	その他 調査期日前 1 年間ににおける農業生産物の 総販売額 5 0 万円に相当する事業の規模 ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲 り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山 林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 h a 以 上の規模の林業 エ 農作業の受託の事業 オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立 木を購入して行う素材生産の事業
農業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち，ア，イ，エの いずれかに該当する事業。
林業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち，ウ，オのいづ れかに該当する事業。
組織形態別経営体 法人化している	「農林業経営体」の規定のうち法人化して事業を 行う者。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づ き，農業生産について協業を図ることにより共同の 利益を増進することを目的に設立された法人。
各種団体	農業協同組合法に基づき組織された組合及び森林 組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織され た組合が該当する。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち，世帯単位で事業 を行う者。
経営耕地 経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地 をいい，自ら所有し耕作している耕地と，他から借 りて耕作している耕地の合計。

農業経営組織別
単一経営

農産物販売金額のうち，主位部分の販売金額が8割以上の経営体をいう。

複合経営体

準単一複合経営体（農産物販売金額のうち，主位部分の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。）及び複合経営体（農産物販売金額のうち，主位部分の販売金額が6割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体。

農家等
農家

調査期日現在で，経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても，調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であった世帯をいう。

販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30a未満で，かつ，調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

主副業別
主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で，1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で，1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

1年間に60日以上農業に従事している世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

専兼業別
専業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。

兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

専業従事者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

兼業従事者

調査期日前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者又は調査期日前1年間の販売金額が15万円以上ある農業以外の自営業に従事した者をいう。

生産年齢人口

15～64歳の者をいう。

農業就業人口
農業就業人口

自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

耕作放棄地
耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する考えのない土地をいう。

土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯をいう。

6 利用上の注意

(1) 数値について

- ア この結果概要の数値は、確定値でなく概数値である。
- イ 数値はラウンドしてあるため、総数と内訳が一致しない場合がある。
- ウ 小数点以下は第 2 位を四捨五入した。そのため合計が百パーセントにならない場合がある。
- エ 表中の符号は次のとおり。
 - 「 - 」は、事実のないもの。
 - 「 .. 」は、調査を欠くもの。
 - 「 」は、減少を示す。
 - 「 0 」は、単位未満のもの。
 - 「 X 」は、調査客体の秘密保護のため統計数値を公表しないもの。